

「食品安全推進計画改定の考え方」(中間のまとめ)の概要(案)

第1章 改定に当たっての考え方

第1節 計画の基本的事項

- 1 食品安全条例と本計画の関係
食品安全条例第7条に基づき策定
- 2 計画の基本的視点
食品安全条例の基本理念を踏まえ、課題の解決を図る
- 3 計画の構成
(1)都の食品安全確保施策の総合的な体系(第2章)
(2)重点的・優先的に取り組むべき戦略的プラン(第3章)
(3)計画の検証方法(第4章)
- 4 計画期間
次期計画は、平成22年度から26年度までの5年間とする。

第2節 現計画策定後に生じた新たな課題

- 1 食品事業者のコンプライアンスの向上
事故米の不正流通、表示偽装の多発
- 2 食品事業者の自主的衛生管理の更なる推進
ノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒の増加
- 3 健康危機発生時の迅速な対応
輸入冷凍餃子等による健康被害の発生
- 4 海外情報・学術情報の幅広い収集
海外における想定し得ない事例の発生
- 5 食物アレルギー対策の推進
食物アレルギーの増加
- 6 関係機関の一層の連携強化
消費者庁の設置
- 7 食品安全に関する正しい情報提供の充実
様々な事件発生による都民の不安の増大

第2章 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系

第1節 施策の体系化の考え方

食品安全条例の基本理念を踏まえた施策の柱を軸とする
都の関係各局が推進している48の食品安全確保施策を「基本施策」と位置づけ、4つの「施策の柱」と12の「課題」に基づき分類

第2節 体系化した施策の全体像

施策の柱1 事業者責任による食品の安全確保

- 1 事業者の自主的衛生管理の推進 【7つの基本施策】
- 2 事業者に対する技術的支援 【3つの基本施策】

施策の柱2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

- 3 情報の収集、整理、分析及び評価の推進 【7つの基本施策】
- 4 食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実【8つの基本施策】
- 5 緊急時の体制整備 【3つの基本施策】

施策の柱3 関係者による相互理解と協力の推進

- 6 食品表示の適正化の推進 【2つの基本施策】
- 7 教育・学習の推進 【3つの基本施策】
- 8 情報の共有化、意見の交流等の推進 【3つの基本施策】
- 9 都民及び事業者の意見の反映 【3つの基本施策】

施策の柱4 安全を確保する施策の基盤づくり

- 10 基盤となる調査研究・技術開発 【3つの基本施策】
- 11 人材の育成 【1つの基本施策】
- 12 区市町村、国等との連携等 【5つの基本施策】

第3章 戦略的プラン(重点的・優先的に取り組むべき施策)策定の考え方

第1節 新たな課題解決に向けた施策の方向性

第1章第2節で整理した直近の課題に対応するため、3つの方向性に対応した施策の充実を図る

第2節 戦略的プラン策定の考え方

施策の方向性1

食品事業者のコンプライアンスを高め、
自主管理を向上するための施策の充実を図ること

- プラン1 東京都GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進
- プラン2 食品事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

施策の方向性2

健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた
施策の充実を図ること

- プラン3 緊急時における危機管理体制の整備
- プラン4 食品安全に関する情報収集と評価
- プラン5 「健康食品」による健康被害の防止
- プラン6 輸入食品の安全確保対策の充実

施策の方向性3

食の信頼確保に向けた
都民への情報提供の充実を図ること

- プラン7 食物アレルギーに関する理解の促進
- プラン8 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進
- プラン9 食に関するリスクコミュニケーションの充実

第4章 計画の実施に向けての考え方

第1節 施策の推進体制

食品安全対策推進調整会議を活用し、全庁的な取組を積極的に推進

第2節 計画の実施と検証

戦略的プランを中心に進捗状況等を把握し、適切な点検と進行管理を図る